

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和8年1月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区技術職人材派遣（単価契約）

(2) 目的

正規職員のうち、土木造園・建築・機械・電気の職にある者の欠員補充等に係る人材派遣業務

(3) 履行内容

説明書「II. 標準仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和8年 4月1日～ 令和11年4月30日

（契約当初のスケジュール）

令和8年 4月1日 基本協定締結

令和8年 4月中～ 派遣業務に向けての準備・調整

個別案件の見積交渉

令和8年 5月1日 個別契約締結・派遣開始

※本事業にかかる令和8年度の契約の締結は、令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

※契約は単年度ごととし、各年度における本業務の予算配当があり、かつ令和9年度以降の契約については、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 本プロポーザルの位置付け

①プロポーザルの目的

本プロポーザルは参加事業者が、区の発注する欠員対応を目的とした人材派遣に、遅滞なく適切な人材を配置できる履行体制を具備しているか審査するものであるため、本プロポーザルにおける合否は提案書を評価することによる評価点のみにより決定する。本プロポーザルにおいて徴取する見積単価表について、その額は本プロポーザルの合否に係る評点に關係しないが、次項に掲げる個別契約の見積徴取において、発注工種ごとにより低額を示したものから順位をつけ、優先して見積交渉を行うものとする。

②プロポーザルにより契約候補者として選定された者の扱い

本プロポーザルにより契約候補者として選定された事業者は、契約担当課と基本契約を締結するものとする。区は、本プロポーザルに掲げる発注工種に係る欠員が生じた際に、個別契約の仕様の具体を定め、本プロポーザルにて決定した優先順位に基いて契約候補者に見積徴取を行い、区の定める予定価格（非公開）以下の金額を提示した事業者と地方自治法第234条第1項に定める特命随意契約により個別契約を締結するものとする。

本項についての詳細は別紙「[世田谷区技術職人材派遣プロポーザルに係る補足資料](#)」を参照のこと。

(6) 本プロポーザルにおける見積単価の位置づけ

前項①に記載のとおり、価格について評点を行わない。ただし、個別契約を交渉する優先順位を決定するために用いるものとする。優先順位は発注工種毎に低価格を示した者から順番に付番するものとし、非公表とする。

なお、令和9年度以降の見積単価については参考のために徴するものであり、各年度毎の契約締結時に改めて見積を徴取し、区と受注者とで協議のもと単価を設定するものとする。

※見積の条件等については、[説明書](#)「III 提案書に求める内容」を確認すること。

※本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

2 プロポーザルに参加できる者の資格

提案書提出時点において、次の要件をすべて満たすこと

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (5) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。
- (6) 派遣法に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。
- (7) 個人情報保護に関する社内規定が整備されていること。
- (8) 派遣労働者の継続した就労のための支援制度として、第三者機関による派遣労働者

に対するメンタルヘルスケアの体制を整えていること。

(9) 「世田谷区技術職人材派遣事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

選定委員会の構成員は次のとおり。

総務部長	須藤 剛志
総務部人事課長	山田 一哉
都市整備政策部都市計画課長	一坪 博

(10) その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれのこと。

3 手続き等

(1) 説明書の交付

①交付期間：令和8年1月19日（月）午後1時から
2月 2日（月）午後5時まで

②交付方法：世田谷区のホームページからダウンロード

③交付場所：世田谷区ホームページ

[（ホーム>目次から探す>区政情報>区の政策>職員採用・人事行政>人事行政）](#)

(2) 参加表明書の提出

①提出期限：令和8年2月 2日（月）午後5時必着

②提出場所：「10 担当部課」

③提出方法

直接持参又は郵送のうえ、電子メール（参加有資格者あて別途通知する）でも送付すること。

④必要書類（各1部）

（ア）参加表明書（必要事項の記載及び代表者印を押印すること）

（イ）令和7年分の納税証明書（都道府県民税・市町村民税）

（ウ）ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）または、プライバシーマークの付与認定（又はISMS）に関する証憑（認定証写し等）

（エ）一般労働者派遣事業許可を得ていることの確認ができる書類

（オ）個人情報保護に関する社内規定が整備されていることの確認ができる書類

（カ）参加表明者の概要等がわかる資料（会社パンフレット等）

(3) 提案書に係る質問の受付

①受付期間 令和8年2月 6日（金）正午必着

②提出方法 参加有資格者あてに担当部課から電子メールで送る、様式3「質問書兼回答書」を使用し、「10 担当部課」まで電子メールでの提出とする。

③注意事項 個人または法人を類推できるような質問は避けること。

④回答方法 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため、内容をとりまとめたうえ、令和8年2月13日（金）正午に、ホームページにて回答を公表する。

（4）提案書の提出

①提出期限：令和8年3月 2日（月）午後5時必着

②提出先：「10 担当部課」

③提出方法：「10 担当部課」あて電子メールにて送付すること。

※電子メールを送信後、「10 担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。

④提出書類

提案内容は説明書「III. 提案書に求める内容」のとおりとし、下記書類を提出すること。

（ア） 提案書（正本・副本）

Adobe PDF形式で提出すること。副本のデータは法人名や自社で提供するサービス名などをすべて黒1色で隠し、提案書の提出者を特定できないように加工すること。

（イ） 見積単価表（正本・副本）

Adobe PDF形式で提出すること。副本の扱いについては全項に準ずる。

4 提案書の提出者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。参加資格の確認ができた者にはプロポーザル招請通知を送付し、参加資格の確認ができなかった者には提案書の提案者に選定されなかった旨を通知する。

5 審査及び審査結果の通知

（1）審査

「世田谷区技術職人材派遣事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

（2）審査方法

「世田谷区技術職人材派遣提案書評価基準表」に基づき総合的に審査を行い、評価基準点を満たした事業者を契約候補者として選定する。

（ア）書面審査

提案書により総合的に審査を行う。

（イ）プレゼンテーション審査

提案書の内容をもとにプレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーションで

は提案書の内容を加筆、修正することは不可とする。ただし、提案書の内容を変えずにMicrosoft PowerPoint等で作成することは可とする。

(3) 審査基準

提案書に基づき書類審査を行う。

① 実施体制について

実施体制は適切で、責任者の業務履歴・経験は本事業内容に合ったものか。

② 実績

同様の派遣契約を締結し、適切に履行した実績はあるか。

③ 派遣労働者の手配に関する事項

登録人材が豊富であり、適切な人材を迅速に配置できるか。

④ 派遣労働者へのバックアップに関する事項

派遣労働者の研修・育成や、継続した就労支援について制度が充実しているか。

⑤ 派遣先職場へのバックアップに関する事項

派遣先職場へのサポート体制は十分か。

多様な業務内容に応じた適切な人材を選定・配置できるか。配置依頼を受けてから迅速に配置を行えるか。

派遣労働者に対する研修制度や人材育成方法等は適切か。

⑥ 派遣先へのサポート体制

派遣先職場へのサポート体制は十分か。

⑦ 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する事項

個人情報保護・情報セキュリティ対策は十分か。

⑧ その他追加提案に関する事項

その他、本業務についての効果的な追加提案があるか。

(4) 審査結果の通知

選定結果は、令和8年3月中旬に文書で通知する。

6 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始、質問受付開始	令和8年 1月 19日 (月)
参加申請書提出期限	令和8年 2月 2日 (月) 午後5時まで
招請通知送付	令和8年 2月 3日 (火)
質問受付締切	令和8年 2月 6日 (金) 正午まで
質問に対する回答	令和8年 2月 13日 (金) 正午まで
企画提案書の提出期限	令和8年 3月 2日 (月) 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年 3月初旬
選定結果通知	令和8年 3月中旬
仕様詳細の調整	令和8年 3月中

基本協定締結・業務開始	令和8年 4月 1日 (水) 【予定】
個別契約見積徴取・受託者決定	令和8年 4月中
派遣労働者配属	令和8年 5月 1日 (金)

7 失格事由

- (1) 審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合
- (2) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
 - ① 世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
 - ② 世田谷区の契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
 - ③ 参加資格がないことが判明した場合
 - ④ 参加表明書その他の種類において虚偽の記載がみとめられた場合
- (3) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (4) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

8 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件派遣契約の基本契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、基本契約締結に向けた調整（詳細な仕様等の決定）を行う。
- (3) 詳細な仕様、候補者のシステムが提案どおり稼動できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、協定事業者として基本契約を締結する。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有（基本契約に基づく、個別派遣労働契約）
- (7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製がある。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。

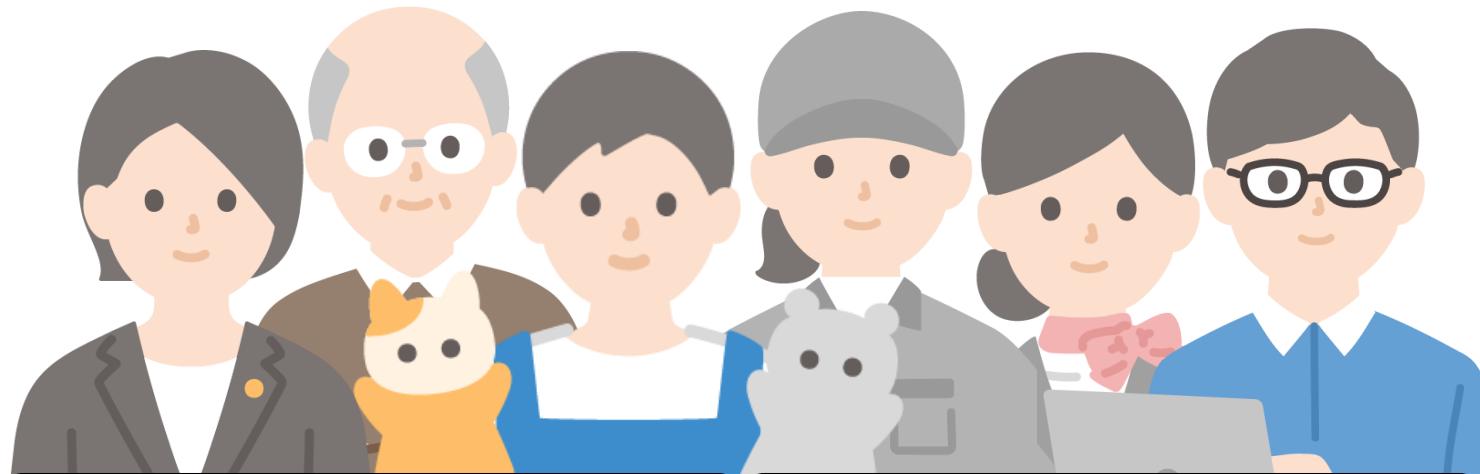
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「10 担当部課」に同じ
- (14) 詳細は説明書による。
- (15) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「2 プロポーザルに参加できる者の資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、電算処理の業務については「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

10 担当部課 世田谷区総務部人事課人事係

- (所在地) 〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
東棟 5階501番窓口
- (担当者) 河地、宇佐美、角田
- (受付時間) 祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
- (電話) 03-5432-2101 (直通)

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。